

事務連絡  
令和8年4月7日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の経過措置終了に伴う  
障害者雇用率に引上げ等について（周知依頼）

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率や除外率などの取扱いについて、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の経過措置終了に伴う障害者雇用率の引上げ等について」（令和8年4月1日職発0401第18号厚生労働省職業安定局長）が別添のとおり発出されたところです。

就労系障害福祉サービス事業所においては、日頃から障害者を雇用する企業やハローワークをはじめとした地域の関係機関と連携して、利用者の就労支援に取り組んでおられることと存じますので、当該通知の内容について、管内の就労系障害福祉サービス事業所へ周知くださいますよう、御協力をお願いいたします。